

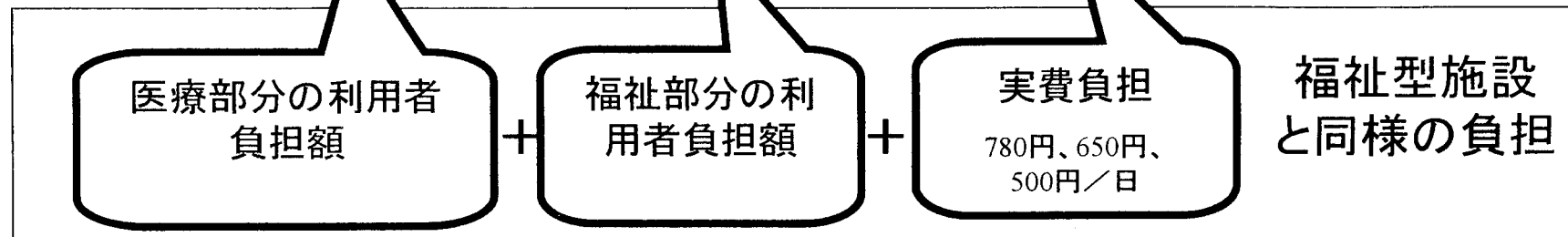
医療型入所施設(療養介護、重症心身障害児施設等)の費用負担

見直しの内容(平成18年10月実施)

○医療型入所施設(療養介護、重症心身障害児施設等)に係る利用者負担については、福祉型入所施設と同様の負担額となるよう軽減措置を講ずる。

医療型施設の費用構成

医療費 (保険給付)	福祉サービス費	入院時食事 療養費 (保険給付)	} 利用者負担
障害児施設医療費 療養介護医療費			
1割負担	1割負担	標準負担額	



医療型入所施設(療養介護、重症心身障害児施設等)の利用者負担〔20歳以上〕

○ 利用者負担額の設定の考え方 他制度と並びをとった上限額を設定した上で、福祉型施設と同様の負担額となるよう軽減措置を講じる

	福祉部分の利用者負担上限額	医療部分の利用者負担上限額	食費(標準負担額)
月額負担上限額等	<p>○ 福祉型の利用者負担と同じ額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護 0円 ・ 低所得 I 15,000円 ・ 低所得 II 24,600円 ・ 一般 37,200円 	<p>○ 老人保健制度の上限額を参考に設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護 0円 ・ 低所得 I 15,000円 ・ 低所得 II 24,600円 ・ 一般 40,200円 	<p>○ 健康保険の標準負担額そのまま</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護、低所得 I、II 500円 ・ 一般 780円
負担軽減措置(入所施設) 20歳以上	<p>○ 資産が少ないこと等により負担能力が少ない者について、食費負担と個別減免後の利用者負担額を合わせて一定のその他生活費が手元に残るように個別減免を実施(3年間の経過措置)。</p> <p>→ 福祉型施設において、経過措置として、定率負担部分について個別減免を実施していることを踏まえ、医療型施設においても、福祉部分の利用者負担、医療部分の利用者負担について、個別の障害者の収入状況に合わせ、負担軽減措置を実施。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <p>①減免額＝その他生活費＋食費の標準負担額＋福祉部分利用者負担額＋医療部分利用者負担額－認定収入 ②減免後医療部分利用者負担額＝医療部分利用者負担額＋福祉部分利用者負担額－減免額 ③ ②が0円となる場合 減免後福祉部分利用者負担額＝減免額－医療部分利用者負担額</p>		

医療型入所施設(療養介護、重症心身障害児施設等)の利用者負担〔20歳未満〕

○ 利用者負担額の設定の考え方 他制度と並びをとった上限額を設定した上で、福祉型施設と同様の負担額となるよう軽減措置を講じる

	福祉部分の利用者負担上限額	医療部分の利用者負担上限額	食費(標準負担額)
月額負担上限額等	○ 福祉型の利用者負担と同じ額 ・ 生活保護 0円 ・ 低所得Ⅰ 15,000円 ・ 低所得Ⅱ 24,600円 ・ 一般 37,200円	○ 老人保健制度の上限額を参考に設定。 ・ 生活保護 0円 ・ 低所得Ⅰ 15,000円 ・ 低所得Ⅱ 24,600円 ・ 一般 40,200円	○ 健康保険の標準負担額そのまま ・ 生活保護、低所得Ⅰ、Ⅱ 500円 ・ 一般 780円
負担軽減措置(入所施設) 20歳未満	<p>○ 地域で子どもを育てるために必要な費用と同様の額の負担となるよう、食費及び医療の定率負担の軽減を行う(月額負担上限額の階層区分ごと)。 ※ 一定収入・預貯金額以下の者については、さらに社福減免を適用。</p> <p>→ 福祉型施設において、恒久的な措置として、地域で暮らす場合にかかる費用と同様の費用となるように、食費の負担額の軽減策を講じていることを踏まえ、医療型についても、食費、医療費について、負担軽減策を講じる。地域で保護者が生活を送っていることを踏まえ、個別に収入額を認定せず、所得階層ごとに必要な費用と同様になるよう費用を設定する。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>① 減免額 = その他生活費 + 福祉部分利用者負担額* + 医療部分利用者負担額 + 食費の標準負担額 - 5万円** (低所得Ⅰ、Ⅱの場合)</p> <p>*低所得Ⅱの場合には、1.5万円上限 **一般の場合は、7.9万円</p> <p>② 減免後食費負担額 = 食費の標準負担額 - 減免額</p> <p>③ ②の負担額が0円となる場合 減免後医療部分利用者負担 = 減免額 - 食費の標準負担額</p>		

児童福祉施設(医療型)20歳以上の利用者負担額(入所)

重症心身障害児施設 平均事業費(福祉)22.9万円、(医療)41.4万円

(現行)	合計	合計	福祉部分利用者負担額	医療部分利用者負担額	食費(標準負担額)
一般	90,000円*	86,500円	22,900円	40,200円	23,400円 (@780円)
低所得Ⅱ (年金1級)	49,800円	55,000円 (62,500円)	22,900円 (22,900円)	17,100円 (24,600円)	15,000円 (@500円)
低所得Ⅰ (年金2級)	39,800円	41,000円 (45,000円)	15,000円 (15,000円)	11,000円 (15,000円)	15,000円 (@500円)

*負担上限額

()内は個別減免が無い場合の額

第1種自閉症児施設 平均事業費(福祉)12.1万円、(医療)20.2万円

(現行)	合計	合計	福祉部分利用者負担額	医療部分利用者負担額	食費(標準負担額)
一般	50,000円*	55,700円	12,100円	20,200円	23,400円 (@780円)
低所得Ⅱ (年金1級)	49,800円	47,100円	12,100円 (個別減免不要)	20,200円 (個別減免不要)	15,000円 (@500円)
低所得Ⅰ (年金2級)	39,800円	41,000円 (42,100円)	12,100円 (12,100円)	13,900円 (15,000円)	15,000円 (@500円)

*負担上限額

児童福祉施設(医療型)20歳以上の利用者負担額(入所)

肢体不自由児施設 平均事業費(福祉)6.7万円、(医療)46.5万円

(現行)	合計
一般	50,000円*
低所得Ⅱ (年金1級)	49,800円
低所得Ⅰ (年金2級)	39,800円



合計	福祉部分利用者 負担額	医療部分利用者 負担額	食費(標準負担額)
70,300円	6,700円	40,200円	23,400円 (@780円)
46,300円	6,700円 (個別減免不要)	24,600円 (個別減免不要)	15,000円 (@500円)
36,700円	6,700円 (個別減免不要)	15,000円 (個別減免不要)	15,000円 (@500円)

*上限額

児童福祉施設(医療型)20歳未満の利用者負担額(入所)

重症心身障害児施設 平均事業費(福祉)22.9万円、(医療)41.4万円

(現行)	合計		合計	福祉部分利用者負担額	医療部分利用者負担額	食費(標準負担額)
一般	19,600円*	⇒	45,000円	22,900円	22,100円	0円(@0円)
低所得Ⅱ	2,200円		23,900円 ↓ 【13,300円】	22,900円 ↓ 【12,300円】	1,000円	0円(@0円)
低所得Ⅰ	2,200円		16,000円 ↓ 【8,500円】	15,000円 ↓ 【7,500円】	1,000円	0円(@0円)

*課税世帯の平均徴収額

【 】内は社会福祉法人減免後の額

第1種自閉症児施設 平均事業費(福祉)12.1万円、(医療)20.2万円

(現行)	合計		合計	福祉部分利用者負担額	医療部分利用者負担額	食費(標準負担額)
一般	16,800円*	⇒	45,000円	12,100円	20,200円	12,700円(@780円)
低所得Ⅱ	2,200円		16,000円	12,100円	3,900円	0円(@0円)
低所得Ⅰ	2,200円		16,000円 ↓ 【11,400円】	12,100円 ↓ 【7,500円】	3,900円	0円(@0円)

*課税世帯の平均徴収額

【 】内は社会福祉法人減免後の額

児童福祉施設(医療型)20歳未満の利用者負担額(入所)

肢体不自由児施設 平均事業費(福祉)6.7万円、(医療)46.5万円

(現行)	合計
一般	19,600円*
低所得Ⅱ	2,200円
低所得Ⅰ	2,200円



合計	福祉部分利用者負担額	医療部分利用者負担額	食費(標準負担額)
45,000円	6,700円	38,300円	0円(@0円)
16,000円	6,700円	9,300円	0円(@0円)
16,000円	6,700円	9,300円	0円(@0円)

*課税世帯の平均徴収額

【 】内は社会福祉法人減免後の額

児童福祉施設(医療型)20歳未満の利用者負担額(通所)

肢体不自由児通園施設 平均事業費(福祉)4.9万円、(医療)4.5万円

(現行)	合計
一般	18,700円*
低所得Ⅱ	1,100円
低所得Ⅰ	1,100円



合計	福祉部分利用者負担額	医療部分利用者負担額	食費(実費)
23,700円	4,900円	4,500円	14,300円
15,500円	5,900円	4,500円	5,100円
15,500円	5,900円	4,500円	5,100円

*課税世帯の平均徴収額